

訴 状

原 告 箕輪登
原告訴訟代理人 別紙訴訟代理人目録記載のとおり
被 告 国
上記代表者法務大臣 野沢 太三

訴訟物の価額 金 960,000円
貼用印紙額 金10,000円
予納送達費用 金4,000円

2004年1月28日

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人（弁護団連絡担当・送達場所）
札幌市中央区大通西12丁目
北海道合同法律事務所
弁護士 佐藤博文
外105名

請求の趣旨

1. 被告は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」及び「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」に基づいて自衛隊員及び装備品をイラク国内並びにその周辺地域及び海域に派遣又は輸送して、同法及び同計画に基づく活動を行なってはならない。
2. 被告は、原告に対して、金1万円及び本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに第2項につき仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 はじめに

1. 本訴訟は、日本と他国の人々が互いに殺傷し合うことなく、互いに平和的に生存することを希求する主権者の熱誠と決意の表明である。

先の大戦の惨禍を経て、我が国は国権の発動たる戦争と武力による威嚇、武力の行使を、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄した。

1954年に自衛隊法が制定され、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛すること」を任務とする陸海空自衛隊が創設された。以後、自衛隊は憲法違反の批判にさらされてきたが、政府は一貫して「自衛のための必要な最小限度」の自衛力は合憲であるとする、「専守防衛」の立場をとってきた。

2. しかるに小泉首相率いる被告は、イラクにおける連合国暫定当局（coalition provisional authority／CPA）の一員として、イラク国内の治安等の活動のために、重装備の自衛隊を派遣することを決定した。

そして2004年1月9日、防衛庁長官は、旭川に司令部を置く北部方面第2師団を中心とする陸上自衛隊先遣隊に派遣命令を発した。続いて、同月26日には本隊にも派遣命令を発した。

これは、国是とされてきた「専守防衛」の立場の放擲である。自衛隊員に本来の任務に反する行為を行わせ、国民にイラク戦争への事実上の「参戦」を強いるものである。

3. 政府が、憲法第9条を打ち捨て、正論を唱える国民世論を封殺して、違憲の行為に突き進もうとするとき、国民の依るべきところは、憲法の磐である裁判所以外にない。

原告は、政権党の国会議員としてわが国の防衛政策、外交政策に深く関与してきた。

「専守防衛」の肯否や内容をめぐり、野党と激しい論争も行ってきた。しかし、今回のイラクへの派兵は、かような原告の立場からしても、明らかに憲法第9条、自衛隊法に違反する。

いま日本は、「専守防衛」の立場すら投げ捨て、国外で積極的に武力を行使する国になろうとしている。創設50年目の自衛隊が、戦後初めて、他国民と戦闘を交え、加害者・被害者を出すことが現実のものとなっている。

日本国憲法を懐く日本国民として、これを許してはならない。
原告は、多くの主権者がイラク派兵反対の声をあげ、連帯し、ともに立ち上がることを心から訴える。

第2 当事者

1. 原告

原告は、医師である。1967年から1990年まで通算8期23年間、衆議院議員を務め、この間に防衛政務次官、衆議院安全保障特別委員会委員長、郵政大臣などを歴任した。自民党国防副部長を長く務め、同党副幹事長も歴任するなど、自衛隊問題及びわが国防衛政策に精通し、自民党政権で中心的な役割を担ってきた。1990年に議員を引退し、現在は小樽市内の病院の顧問を務めている。

2. 被告

(1) 被告は、2003年7月26日、第156回国会において「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」を成立させ、8月1日公布、施行した。(以下「イラク特措法」という)

同法は、2003年3月20日に始まる米英の武力行使によるフセイン政権崩壊の後、国際連合安全保障理事会決議第1483号を踏まえて、自衛隊を中心に人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行い、「イラク国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資する」ことを目的とする、4年間の時限立法である。

(2) 政府は、同年12月8日、「イラク特措法に基づく対応措置に関する基本計画」(以下「基本計画」という)を閣議決定した。

(3) 12月18日、防衛庁は、「イラク特措法における実施要領」(以下「実施要領」という)を策定した。

(4) 同月19日、防衛庁長官は、航空自衛隊に準備命令・同先遣隊に派遣命令を発し、陸上自衛隊及び海上自衛隊に準備命令を発した。

上記命令に基づき、航空自衛隊先遣隊が、クウェート、カタールに派遣された。

(5) 2004年1月9日、防衛庁長官は、航空自衛隊輸送部隊及び陸上自衛隊先遣隊に派遣命令を発した。

(6) 同年1月26日、防衛庁長官は、陸上自衛隊本隊、海上自衛隊に派遣命令を発した。

第3 イラク戦争の実態とその国際法上の地位

1. イラク占領の実態

(1) 2003年3月20日、米英は、イラクが国際社会の平和と安全に与えている脅威を取り除くための最後の手段だとして、仏、独、露などの反対、世界的に広がった反対世論を押し切って、武力攻撃を開始した。

米英は、イラクの「脅威」の内容について、2001年9月11日アメリカ同時多発テロを実行した国際テロ組織に援助を与えていること、生物、化学兵器などの大量破壊兵器を開発・保有していることなどを挙げた。

しかし、今日に至るまで、フセイン政権と国際テロ組織とを結び付ける証拠は発見されていない。

また、イラクで大量破壊兵器を捜していた米調査団は、1400名態勢で約7カ月を費やしたにもかかわらず、発見することができなかった。調査団長のデビット・ケイ氏は、2004年1月に団長を辞任し、「大量破壊兵器はもともと存在しなかったと思う」と述べた。

(2) 同年5月2日、米ブッシュ大統領は、イラクにおける戦闘終結宣言を行った。しかし、その後も戦闘行為は収束せず、後添「イラク戦争の実態一覧表」の通りである（新聞のデータベースとアメリカの戦争拡大と日本の有事法制に反対する署名事務局作成「イラク戦争被害の記録」に基づいて整理した）。

戦闘終結宣言前より宣言後の方が犠牲者が多く、同年12月13日のフセイン大統領の身柄拘束後も続いている。

襲撃及び被害はイラク全土に及んでいる。

陸上自衛隊が派遣されるサマーワにおいても、最近、同年12月27日及び2004年1月3日、同月24日に発砲事件が発生し、それぞれ死者が出ている。

米英軍に対してのみならず、国連、赤十字国際委員会などの国際組織や各国部隊、民間人、CPAに対する襲撃が増加し、かつ対象が拡大している（後添「イラク戦争の実態一覧表」中、網掛け欄参照）。

(3) アナン国連事務総長は、2003年12月10日、第2回イラク情勢報告にて、要旨以下のとおり述べ、イラク全土の治安状況の悪化を明言している。

「23項・・・8月にイラクの全般的治安状況が劇的に変化した。イラクは新たな段階に入り、すべての外国組織や連合暫定当局に協力するイラク人が、意図的で直接的な敵対的攻撃の潜在的標的となった。こうしたタイプの治安上の脅威は予想されていなかったものだ。」

「28項・・・委員会〔イラクにおける国連要員の安全と治安に関する独立委員会〕は10月20日に報告を提出した。その結論は、イラクには危険が伴わない場所はない・・・」

「(VI. イラクにおける国連の今後の活動方法 A 治安)

72項 立案のために、イラクにおける国連活動の本質的な計画見直しの全体を通じて、治安状況に関して以下の想定を念頭においた。

- a. 治安状況は短期・中期的に改善しそうにないし、さらに悪化するかもしれない。
- b. 国連は、予見できる将来にわたって、イラクにおけるテロ活動の重要で衝撃度の大きな標的にされるだろう。」

2. イラク占領は国際法上の交戦状態

(1)イラク特措法が国際法的根拠として掲げる国連安保理決議第1483号は、第5項で「あらゆる関係者に対し、1949年のジュネーブ条約及び1907年のハーグ協定をはじめとする国際法による義務を完全に果たすよう呼びかける」と規定している。

ジュネーブ条約には、第1条約「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約」、第2条約「海上にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約」、第3条約「捕虜の待遇に関する条約」、第4条約「戦時における文民の保護に関する条約」がある。

ハーグ協定は、害敵手段の制限（戦闘員と文民、軍事目標と民間物の区別など）を定めている。

国連安保理がこれら交戦法規の完全な適用と履行を求めるのは、イラク占領が国際法上の交戦状態にあることを認めるからにはほかならず、その適用はイラク国内全土に及び、例外地域は存在しない。

(2)米英等によるイラク占領政策は、国連安保理決議第1483号及び同第1511号を根拠として、総合司令部の下にあるCPAによって遂行されている。

自衛隊は、占領政策の一環として、法的には占領軍の一員として、CPAの完全な指揮下に行動する。

自衛隊には、占領軍の特権を規定したCPA命令17号が適用され、刑事・民事・行政のいかなる裁判権からも免除されている。従って、イラク市民をテロ勢力と誤認して射殺しても裁判はおろか、一時的な拘束も免れる。

CPAの基幹は約11万の米軍であり、自衛隊はCPAの同意を取り付けて活動する。CPA占領政策の一端を担う以上、自衛隊の活動場所や活動内容の決定、変更、撤収等を、わが国独自の判断のみで行うことはできない。

第4 イラク派兵の違憲・違法性

1. イラク派兵は憲法9条違反

(1) 日本国憲法第9条1項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定める。

「国権の発動たる戦争」とは、国際法上の戦争一切を含み、「武力の行使」とは、戦争に至らない実質上の戦争行為を広く意味する。

(2) そして、自衛隊について、歴代政府は、わが国自衛のために必要な最小限度の自衛力は合憲であるとする、「専守防衛」の憲法解釈をとってきた。

この立場に基づけば、自衛隊が、他国による侵略行為がないのに、外国領土に出かけて「武力の行使」を行うということは、全く考えられない。

よって、イラク特措法及び基本計画に基づくイラク派兵は、「専守防衛」の憲法解釈に立っても明らかに憲法第9条に違反する。

2. イラク派兵は自衛隊法違反

(1) 憲法第9条を受け、自衛隊法第3条は、自衛隊の任務について「わが国の平和と安全を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」と定め、「主たる任務」が防衛出動であることを明記している。

ところが政府は、今回の自衛隊のイラク派兵にあたり、イラク特措法に基づいて物品の提供や部隊等に役務の提供を行わせることができるとする自衛隊法の附則一部改正を行い、これを同法上の自衛隊員派遣根拠とした。

これは、本文が規定する「主たる任務」に背反する任務を、形式的に附則で定めて取り繕おうとするもので、自衛隊法の趣旨を潜脱するものである。

(2) また、自衛隊法は、「自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる」と定め(第87条)、防衛出動の場合には「わが国を防衛するため必要な武力を行使することができる」とするが(第88条)、治安出動や自衛隊施設の警護等の場合には、一定の要件(警察官職務執行法の準用)の下に「武器の使用」を認めるに止まる。

今回のイラク派兵にあたり自衛隊は、無反動砲や個人携帯対戦車砲など重装備の武器を携行し、交戦規則(rule of engagement/ ROE)を定めて臨んでいる。これは、自衛隊法が定めている「武器の使用」概念と比較しても明らかにこれを超え、「武力の行使」にほかならない。

これは、前記(1)と同様、自衛隊法の趣旨を潜脱するものである。

3. イラク派兵はイラク特措法にも違反

(1)イラク特措法第2条3は、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる」地域において、活動を実施することを定めている。

派兵期間は、2003年12月15日から2004年12月14日までの1年間とされているので(基本計画2(4)イ)、この期間、確実に戦闘行為が行われないと認められることが必要であって、将来の不確実な事実に期待するような事実認定が許されないことは当然である。

(2)しかるに、既述したとおり、現在のイラク国内は全土が戦闘状態にありかつ国際法上交戦規程が適用される軍事占領下にあるのであり、仮にイラク特措法を前提としたとしても、同法中の「非戦闘地域」の要件を充足していない。

国連現地事務所、赤十字国際委員会、スペイン等がその要員をイラクから撤収し、米国から派兵を要請されていたトルコやインド、パキスタン等の国々が派兵を見合わせているのは、その証左である。

なお、現在、イラク国内で活動する軍事組織は、日本を含めて38カ国である。国連加盟国(191か国)の2割にすぎず、ドイツ、フランス、ロシアなどの大国を含む世界の大多数の国が派遣していない。政府は、自衛隊を派遣しないことが国際協力あるいは国際協調主義に反するかのごとく述べるが、各国の主権が尊重される国際法の原則からはもとより、客観的な事実としても、理由がないと言わざるをえない。

第5 原告の被侵害法益

1. 平和的生存権

(1)今回のイラク戦争で、多くの人々の生命が失われ、身体が傷つけられ、健康が破壊され、家族が切り裂かれ、そして環境が破壊された。いま日本政府は、この当事者の一方であるイラク占領軍に参加することを決定し、陸海空自衛隊の派遣に着手した。

派遣された自衛隊員は、テロ組織などの攻撃の対象になり、その生命・身体が具体的な危険にさらされる。

加えて、恐怖と緊張、劣化ウラン弾使用による放射能汚染、劣悪な生活環境などに

よる精神障害、健康破壊なども強く懸念される。国連環境計画（UNEP）は、米英軍による劣化ウラン弾の使用を確認しており、市民団体「イラク国際戦犯民衆法廷」等の調査によれば、自衛隊が派遣されるサマーワで通常レベルの約300倍の線量が測定されたとする報告がなされている。

(2) また、日本がイラク占領軍の一員として活動するということは、米英軍の軍事占領に対する反感が強まり、憎悪と報復の連鎖が強まっている現在のイラク情勢において、日本もまた同様の立場に立たされることを意味する。

最近の一例を挙げるならば、エジプト最大のイスラム政治勢力「ムスリム同胞団」の最高指導者、ムハンマド・アキフ団長は、「日本が占領軍であることにはかわりはない。日本の主張は政府間では通用するかもしれないが、民衆にとっては日本であれ、他国の軍隊であれ区別はない」とし、自衛隊を含む外国軍隊に対するイラク民衆による攻撃は、イスラム教が認める「聖戦」との考えを示している(朝日新聞2004年1月25日付朝刊)。

既述のとおり、戦闘終息宣言以降の事態の悪化は顕著であり、この間他国でもテロが多発していることを鑑みると、国際的なテロの土壌は拡大している。

イラク国内で活動する自衛隊員のみならず、日本国内外で活動する日本人がテロの標的にされる可能性は、明らかに増大している。

(3) 日本国憲法の平和的生存権の保障（憲法前文）と戦争放棄（憲法第9）は戦争による国民の人権侵害を永遠に除去しようとするものであって、他の憲法に類を見ないものである。

この結果、これまではいかなる民主主義制度のもとにおいても、戦争と平和は国家の意思決定に委ねられ、国民は選挙を通じて平和的な政府を選ぶ方法によって間接的にしか関与できなかったのに対し、日本国憲法のもとでは、国民が平和的生存権を人権として行使できるようになった。

平和的生存権は、核兵器の恐怖と被害をなくし、国際的なテロを生み出す憎悪と報復の連鎖を断ち切る、国境を越えた平和が求められている現在、自然権の本質をもつ基本的人権として承認され、憲法前文、憲法第9条及び13条、第3章諸条項により保障されている。

(4) 今回のイラクに対する自衛隊及びその装備の派遣は、原告の平和的生存権を侵害するものである。

2. 生命・身体、自由、幸福追求に対する権利

(1)前述のとおり、イラク戦争によって、国際的なテロの土壌が拡大し、日本国内外で活動し生活する日本人がテロの標的にされる可能性が顕著に増大している。従って、原告の生命・身体、自由、幸福追求に対する権利侵害の危険性が具体性を有するに至っている。

第6 原告の請求

1. 差止請求

(1)原告の平和的生存権侵害もしくは生命・身体、自由、幸福追求に対する権利侵害の救済にあたっては、被侵害利益の重大性といった侵害された後の回復の困難性に鑑みると、事前の差止が認められるべきである。

行政機関の行為においてもそれによって国民の権利や法益を違法に侵害することは許されないのであるから、憲法第17条によって、事前の侵害予防、妨害排除も認められるべきである。

(2)大阪空港公害裁判控訴審判決(昭和50年11月27日大阪高裁判決・判時1025号)は、人格権に基づき、空港の設置管理者である国に対し航空機の離着陸の差止を認容している。その後、北方ジャーナル出版差止請求事件の最高裁大法廷判決(昭和61年6月11日・判例タイムズ605号)は「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずるべき侵害を予防するため、侵害行為の差止を求めることができる」と判示して、人格権の概念を承認している。

人格権による差止請求権は、国に対する差止請求についても下級審で認容されている(東京高裁昭和62年7月15日横田基地騒音公害訴訟控訴審判決・判時1245号、金沢地裁平成3年3月13日小松基地騒音公害訴訟判決・判時1379号、大阪高裁平成4年2月20日国道43号線公害訴訟控訴審判決・判時1415号など)。

(3)既述したとおり、原告の平和的生存権及び生命、身体、自由、幸福追求に対する権利は、個人の尊厳に関わる最も根源的な権利であり、人格権そのものである。従って、何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対しては、これを排除することができなければならない。

2. 慰謝料請求

(1)自衛隊のイラク派遣は、閣議決定された基本計画に基づき、既に一部が実行に移され、原告に対する侵害が具体的に開始されている。

原告自らの生命・身体、自由、幸福追求への侵害の危険をもたらすと同時に他国の人々に対するそれらの侵害に加担させられるのであるから、これにより受ける精神的苦痛は、人間として平和的に生きたいと考えている原告にとって耐え難いものである。

(2)原告は、かかる精神的苦痛に対する慰藉の一部として金1万円を請求するものである。

第7 結論

以上より、原告は、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

以上

証拠方法

追って、提出する。

添付書類

1. 訴訟委任状 1通